

令和3年3月定例教育委員会

日時 令和3年3月20日（水）
午前9時～正午
午後0時45分～午後1時45分

1 開会

○山本教育長

それでは、ただいまから令和3年3月定例教育委員会を開会します。どうぞよろしくお願ひいたします。

2 日程説明

○山本教育長

それでは最初に、教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○片山教育総務課長

本日は、議案10件、報告事項27件、協議事項1件の計38件となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

3 一般報告

○山本教育長

それでは、私から一般報告をいたします。今年度最後の定例教育委員会ということでございますが、委員の皆さま方にはご多忙の中、早朝よりご参集いただきまして感謝を申しあげたいというふうに思います。

鳥取では昨日、統計を取り出してから最速というところでございますが、桜の開花宣言がなされるなど、すっかり春めいてきたところでございます。新型コロナウイルスワクチンの優先接種も始まる中で、本県ではここ20日余り感染者が出ていないという中で、県内の卒業式であったり、あるいは入学試験であったり、そうしたものが感染拡大防止対策も講じつつ混乱なく実施されたところでございます。首都圏でもいよいよ22日からは緊急事態宣言が解除されるということになっておりますが、ただ変異型のウイルスが徐々に広がってきているというような状況もあり、まだまだ予断を許さない状況の中、引き続き警戒を行いながら、この難局を乗り切りたいと考えております。

GIGAスクール構想が進んでおりまして、タブレットの学校への配置や、校内ネットワークの環境整備工事など、教育環境の整備も順調に進んでいるところでございまして、いよいよ新学期から1人1台のタブレットを使って、子どもたちが学ぶということが始まって参ります。そうした中で一昨日、18日になりますけれども、SINETという高等教育機関の専用高速ネットワーク回線がありますが、これに鳥取県が接続をして、県内の

学校がみなそれにぶら下がり、インターネットにつながなくてもやり取りができるという状況ができております。そうしたことを記念しまして、鳥取市の桜ヶ丘中学校の吹奏楽部と島根大学の教育学部とを接続しまして、島根大学の音楽の教授から直接、また学生さん達も参加していただいて指導を受けるといったことをやりました。従来の回線と、それからSINETの回線とがあるんですけども、やはり従来の回線と比べるとタイムラグも少なく、音質などもすごく良くて、実際に子どもたちが演奏をして、それを聞いてまた指導を受けて演奏するという、そして音が変わってうまくなっているというのが、相手方にも伝わるというようなことでございまして、これですごく学びの世界が広がる可能性が出てきたなということを改めて感じたところでございます。

また、これは今月の29日になりますが、民間の方の協力を得て、先生方の指導や研修であったり、そしてまたICTを活用した新しい学びの世界を探っていくというんですか、そうしたプロジェクトにお力添えをいただくということで、世界的なIT企業でありますIntel社と覚書を締結しまして、取り組んでいくということになりました。Intel社に限らず、Google社などとも連携をして、あるいは県内企業の中にもたくさんお力添えいただいている企業がありますが、そうしたところとタッグを組み合わせながらICT利活用の教育をしっかりと進めていきたいと考えておるところでございます。

先月の26日から県議会が開催をされております。この度は、自民党の西川議員と会派民主の興治議員をはじめ15名の議員からICTの利活用教育であったり、国による高校普通科の見直しへの対応、ふるさとキャリア教育あるいは探究学習、夜間中学の今後の検討方針、不登校対策、また国による少人数学級実施を踏まえての今後の対応など、幅広い項目での質問が行われているところでございます。また興治議員からちょっと変わった項目として、少年スポーツにおける過度な練習等におけるスポーツ障害の防止についてご質問がありまして、そのやり取りの中で私も委員さんの中にこうしたことに知見のある委員さんがいらっしゃいますので、教育委員会でも是非議論したいというお話をさせていただきました。また、今後こうした項目での意見交換なども是非やらせていただければというふうに思っております。

そのほかご覧のような会議に出席をいたしましたところでございます。私からは以上でございます。

4 議事

○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、若原委員と森委員にお願いします。まず、森田次長から、議案の概要説明をお願いします。

○森田次長

議案の第1号から4号につきましては、県教育委員会事務部局に勤務する管理職員や県立学校、市町村立学校の校長などに関する年度末の人事異動につきましてお諮りするものでございます。

議案第6号につきましては、令和3年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命につい

てお諮りをするものでございます。

議案第7号は令和3年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、来年度に向けての組織改正に伴う規則の改正をお願いするものでございます。

議案第8号ならびに議案第9号につきましては、鳥取県教育委員会が施行する文書及び鳥取県教育委員会に提出する文書について、押印を省略できるようにする規則を新設するものでございます。

議案第10号につきましては、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止するものでございます。

議案第11号は鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画につきまして、これは現行の計画が終了することから、次期の計画を策定するものでございます。よろしく申し上げます。

○山本教育長

本日の議案及び報告事項のうち、議案第1号から第6号及び報告事項アからウまでは、人事に関する案件ですので非公開で行うこととしたいですがよろしいでしょうか。

(異議のないことを確認した後) それでは、そのように取り扱うことについて決定します。関係課長以外は退席してください。

(1) 議案

【議案第1号】教育委員会事務局局人事(課長級以上)について(非公開)

【報告事項ア】教育委員会事務局局人事について(非公開)

【議案第2号】市町村(学校組合)立学校長人事について(非公開)

【議案第3号】県立学校長人事について(非公開)

【報告事項イ】市町村(学校組合)立学校教職員人事について(非公開)

【報告事項ウ】県立学校教職員人事について(非公開)

【議案第4号】県立学校事務長(課長相当職)人事について(非公開)

【議案第6号】令和3年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について(非公開)

【議案第7号】令和3年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

○山本教育長

それでは、議案第7号の説明をお願いします。

○片山教育総務課長

議案第7号、令和3年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則についてでございます。これにつきましては、この度の組織改正で、教育センターにGIGAスクール推進課を新たに設けるということのみでございます。これを教育委員会事務局等組織規則のほうに明示しまして、もう一つ教育センター管理運営に関する規則にもGIGA

GAスクール推進課を位置付けて、この2本の規則改正を併せて行うというものでございます。以上です。

○山本教育長

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。
条文上は珍しいですね。ルビがあつて。

○片山教育総務課長

英単語ではなくて、いわゆる造語の類いがございますので、どうやって定義するかというところ、法制部局とけっこうやり取りがありまして、文部科学省がこういう事業だと書いている資料を引っ張ってきまして、法制部局と詰めた上で、こういった表現で、GIGAスクール構想を説明しているような規則となっております。

○山本教育長

よろしゅうございますか？それでは議案第7号は、原案のとおり決定いたします

【議案第8号】鳥取県教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について

【議案第9号】鳥取県教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則の制定について

○山本教育長

議案第8号及び議案第9号について、説明してください。

○片山教育総務課長

8号と9号であります。8号については、鳥取県教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関するもので、9号については、鳥取県教育委員会が施行する文書の押印の省略等に関する規則ということでございます。いわゆる判子の見直しということで、政府が旗を振りまして、県としても知事部局のほうでは既に規則等が改正されているところでございまして、県教育委員会としましても、同様の規則を制定しようというものでございます。8号については、業者の方とかあるいは住民の方から県教委に提出される書類につきまして、押印等を省略することができるようにするものでございまして、1頁に非常に難しく表現を書いています、要は押印省略あるいは記名を以て署名に代えることができるというようなことです。教育委員会規則の中には様式で記名押印と書いてあるものがけっこうございます。これを一個一個引っ張ってきて廃止するというような規則改正をすると、非常に膨大なものになりますので、新たな規則でもって、他の規則等で定めている記名押印を求める欄があつても、それは省略できるようにしますよということ。この1条2条しかない規則でもって、教育委員会が持っている他の規則・規定の類の記名押印を求めるところを省略することができるようにするという内容でございます。

同様に9号のほうは逆に、県教委のほうを押印をするものについて省略等ができるよう

にするというものでございまして、これも同様に、県教委の規則等によって公印の押印を
するとしてあるものについても、他の規則等の規定に関わらず、相手方が押してください
と求める場合を除いて、省略ないしは印刷で以て代えることができるとするものでござい
ます。あくまでも、これは教育委員会規則で定めるものですので、我々が所管している規
則あるいはそれに基づく規定・要項・要領、要は教育委員会規則以下の決まりごとについ
て出来るものでありまして、法令でありますとか、あるいは別途条例で定めてあるもの
については、適用はできないということになります。ですから法令の見直しを国のほうでさ
れておりまして、どんどん省略できるようになっておりますが、そうは言っても、権利義
務関係が生じるような場合、それから一番なかなか減らないであろうと思われる法務局の
関係があります。登記関係、裁判所の関係、そういったものについては、どうしても押さ
ざるをえないでしょう。というところがありますし、そういったものは法律等で規定され
ておりますので、我々の規則の及ぶところではないというものです。ただ、教育委員会規
則に出ているものについては、省略していくようになるという流れでございます。

○山本教育長

議案第8号、9号につきまして、質問等ございましたらお願いします。

○若原委員

形式的なことですけど、公布の日から施行するとあるでしょう、附則に。公布日は今日
になりますか。

○片山教育総務課長

議決日は今日ですが、公布日は、県の公報に掲載された日になります。

○山本教育長

いかがですか。8号のほうは県民目線で見ると、もう判は要らないということを目に置
いてもらうといいということですか。

○片山教育総務課長

そうなります。

○山本教育長

印鑑または署名の照合を必要とする場合を除きという文言の中で、必要とする場合とい
うのはどういう場合かというのは、県民の側は特に知らなくてもいいんですかね。どうい
うものが印鑑が必要となるものとして残っているかということは。

○片山教育総務課長

確かにこれを施行するに当たって、情報を出していかなくはなりません、知事部局
が参考に現時点でまとめているところでは、金融機関に関与することになるもの、口座を
県教委に届けてもらって、それを金融機関のほうへ出さなくてはならないというような場

合でありますとか、それから契約書、借用証書、保証人の関係、奨学金とかの事務で出てきたりしますけれども、そういったものは印鑑証明と照合が必要になるという場合、それからあとは物によるんでしょうけれども、身体・生命に関わることを書いてもらう場合で、たとえば体に病気があるとか、あるいは、こんなものを食べたらアレルギーがありますよというようなものが書類として必要な場合には、やはりそれが申請であるということが担保されている必要があるでしょうし、そういったようなものが考えられるなというところでは、今事務的には洗い出ししておりますので、確かに教育長が言われるとおりで、これを施行して知らしめるに当たっては、併せてこういったものについては必要ですということを広報するようにしたいと思います。

○山本教育長

そのほかいかがでしょうか。いいですか。それでは議案第8号及び第9号は、原案どおり決定といたしたいと思います。

【議案第10号】鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止について

○山本教育長

続きまして、議案第10号につきまして、説明してください。

○片山教育総務課長

議案第10号は、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止、ということでございます。公益信託というものがございまして、個人なり法人の方が、ある一定の財産を公益目的のために信託銀行等に預けまして、その運用益でもって公益的な事業に助成するといった仕組がございまして、財団法人が似たような格好になりますけれども、財団法人の場合ですとその法人が持っている財産に法人格を与えて、法人たるその財産が自ら行う事業が公益性を持っているということになりますし、公益信託の場合は財産から出てくる運用益を、それを必要とする公益的な事業をされている方に寄付するような流れになります、ざっくり申しあげますと。

それぞれこれについては主務官庁がその監督を行うということになっておりまして、現時点で我が県の教育委員会が主務官庁として所管している公益信託というのが1つだけございました。平成12年度に鳥取銀行が出資されまして、「とりぎん青い鳥基金」という公益信託が始まりました。その中身は、鳥取銀行が三菱UFJ信託銀行にその財産を委託いたしまして、そこの運用益、それから預けられた財産そのものの取り崩しを合わせて、体育・芸術・文化等の社会教育活動を行う県内の青少年団体への助成でありますとか、あるいは地域伝統・芸術・文化振興に寄与する活動を行う県内の団体に対する助成、こういったものを行うということを主としておられたものでございます。だいたい年間300万円ぐらい、一団体50万円程度ということで、この20年近く助成を行ってこられたわけですが、昨年8月31日をもちまして、その本体の財産を取り崩して助成していたものが消滅いたしました。これを以て公益信託の事務自体が終了ということになりまして、その

後、法的な終了の手続きを終えたということでございます。これを以て県教委が所管する公益信託が無くなってしまいましたので、今置いてある規則を持っている必要がなくなったということで、この度廃止するというものでございます。以上です。

○山本教育長

それでは、ただいまの議案第10号につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは議案第10号につきましては、原案のとおり決定したいと思います。

【議案第11号】鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画について

○山本教育長

続きまして議案第11号について説明をしてください。

○片山教育総務課長

次は、鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画についてであります。計画の内容を付けているところでありますが、今の計画が平成27年から令和2年度までの5年間ということで期限が切れまして、令和3年度からの新たな5年間の計画を策定するというものでございます。今の計画から変わるところを赤字で記載しているところでありますが、これはこれまでもこの教育委員会で何度か取りあげたとおり、特に男性の育児休業取得というところが非常に進んでいないというところがございます。ではあります、そこのところをなんとか伸ばしていきたいということで、目標を上げるというようなことも掲げているところです。この度制度改正がございまして、新たに定めなくてはならないということがありますが、6頁をご覧くださいますと、セクシャルハラスメント対策の整備状況というのがございまして、そこのところを新たに追加したという点でございます。状況を掲げておりますが、いずれもこれについては既に県教委として体制整備を行っているところでございます。

それから6(1)の表でございまして、そこの目標のところ、職員1人当たりの月平均の時間外勤務で、上限を超える時間外業務を行った教職員の割合というものを新たに加えております。それぞれ目標内容を掲げておりますが、特に新たに加える時間外業務の上限時間を超える教職員の割合を0にしたいところでありますが、県立学校だけでもまだ3割以上あるという状況であります。それから男性職員の育休取得は令和元年度に4.8%でありましたが、この目標期間内に30%というのを掲げております。これは知事部局との並びということもございまして挙げているものでございます。ここに掲げたから伸びるというものではございませんので、できることを進めていくということで、まずは現場での意識改革、女性が100%育児休業を取るようになるまででも何年もかかっている現実がございまして。新たに男性もということになると、またそういった意識改革をしてもらうためにどうしていくか。どうしてもやはり、突然休まれるというところに抵抗があるんじ

やないかというところもありますので、組織でカバーできるように予見性をもって、いつごろ出産するということが分かるわけですから、「この人はこの時期に休みを取るんだ」というところを予め提示した上で、校務分掌を俯瞰するようなことを当たり前にしていくように、それは管理職に対して研修等で啓発していくとともに、職員の方にも生まれてすぐじゃなくても、「こういう取り方があるんだよ」ということを分かっていたかどうかということも知らしめていこうというところでございます。

それからICTの活用が進んでいるところですが、GIGAスクール構想ということで、児童生徒のほうの教育内容の改革というのが期待されているところでありますが、併せて先生方のほうもこれを活用して、働き方の見直しあるいは、事務の効率化といったところにも活用できるんじゃないかということもありますので、そういった観点からも先生方に取り組んでいただけるように考えていきたいと思っております。それから、児童生徒、保護者の方にもご理解いただく必要があります。児童生徒については、「男の先生でも育休を取るんだ」というようなところを子どもたちに見てもらうことで、それが次の世代に当たり前になっていくという効果もあるでしょうし、保護者の皆さんにもそこを分かっていたらというようなお知らせ文書等を作って、啓発を進めていくといった取組をしていくというところでございます。少しずつ男性育児休業取得率が伸びておりまして、令和元年度の4.8%よりも更に伸びて二桁近くまでいくんじゃないかと期待しているところであります。以上です。

○山本教育長

ただいまの説明につきまして、委員の皆さまから、ご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

○森委員

これについて、アンケートみたいなものはお取りになったりはされたことはないんでしょうか？声を聴くとか。

○片山教育総務課長

たしかに男性のほうは、体験談みたいなものを寄せてもらったりとか、それを紹介したりとかいうことは試みようとはしているんですけども、確かに、子どもさんが新たに出来た先生方から、「こういったことがある」といったことを聴くということはないので、そういったことも必要かなと。ありがとうございます。

○森委員

結婚される前の方たちも含めてですね。

○片山教育総務課長

女性のほうは100%取っていらっしゃると思いますので、その後復帰前に研修といいますか、学校ではこういうことをやっていたよというようなアドバイスとか、そういった機会を設けたりして、女性のほうからはいろいろ伺う機会を持っていたりしますが、たしかに男性

当事者からは聴いていないですし、あるいは言われるとおりに、これから結婚しようかなという方の意向とかも、きちんと取ったことは無いと思いますので、そういったこともしていけたらと思います。ありがとうございます。

○佐伯委員

4頁に時間外勤務の時間数の統計があるんですけども、時間外勤務の時間というのは、段々と減少傾向にあるんでしょうか。

○足羽教育次長

はい、全体としても減少傾向にはあります。ただまあ校種によつての違いはありまして、特別支援学校、高等学校は随分減ってきておりますが、小学校は担任業務と、それから分掌業務がネックになって代われない、自分がやらなければという状況がやっぱりまだあるようです。なかなか小学校の減り方は若干低めですが、全体としては減っております。

○鱸委員

セクシャルハラスメント対策の整備状況がちょっと気になるんですけども、教育委員会に出てくるいろんなハラスメントの件についての議論というのは、かなりはっきりと認められる条件のものが上がってきています。ただ、病院の中でもありますけれど、「ある男性職員がいつも私を見て、にやにやしている」というような内容、そしてそれを言われた男性職員が、「もう法に訴えてでも抗議する、俺は全然悪くないんだ」と。こういう問題は非常に難しく、ここに「セクハラについて迅速且つ適切な対応をしていく」とありますが、もう少し現場で困るような事例に関して、ガイドラインみたいなものを作って、現場で困らないようにする必要はあるのかなというような気がしますが、確かにいくら条件が揃って、明らかにセクシャルハラスメントであると、そうした場合はそれに対する処分なりそういう話はできるんですけども、意外とお互いにそうなんだろうかと、これはセクシャルハラスメントに当たるんだろうかというように、その辺の解決の仕方というか、そういうことをもう少し現場ではっきりさせた解決しやすいような文言があったほうがいいのかと思ったりしますけれどね。いかがでしょうか。

○片山教育総務課長

相談対応マニュアルなるものを作って、「こういった相談があれば、こういう対応」とか、あるのはあります。研修も行っております。ただ、鱸委員の言われるとおりに、いろんなケースがあって、それは事例によって個別対応ということになるかと思いますが、多くの事例を出すと、また分厚くなって読まれなくなっていくということもありまして、どう伝えていくかには工夫の余地があると思いますが、それぞれ各職場での窓口の担当職員もおりますし、うちの課のほうにも直接受ける体制を作っております。やはりここで得た知見をいかに皆さんに知ってもらおうかというところを工夫していく必要があると思います。研修は毎年必ずやっておりますので、こういう問題があったというのは、披露できるものについてはどこで誰がということがわからないように加工して提供したいと思います。

○鱸委員

言いたいのは、管理職が対応するときに、非常に難しい問題がある。相談窓口という一括した対応で、これでいいとは思いますが、実際は非常に厳しい結果になっていて、境界領域の部分に関して、当事者がそれぞれやり出すと、教育現場の問題というのは非常に大きくなるので、その辺も含めて慎重に、それから早く結論を出していくということをお願いしたいと思います。そういう対応は人事とも絡むことがあるので、教育委員会として、少しそういう流れをつくっておくということというのは必要なことだと思います。

○片山教育総務課長

困ったときには弁護士にすぐ相談できる体制も作っております。セクハラの相談窓口担当も、弁護士の法律相談担当も、うちの課でやっておりますので、情報が入ればすぐに動けるようにしたいと思います。またそうした体制も各管理職に改めて知らしめるようにしたいと思います。ありがとうございました。

○山本教育長

ほかにかがででしょうか。よろしゅうございますか。では、議案第11号につきまして、原案のとおり決定をいたしたいと思います。

以上で議案についてはすべて終了いたしました。

(2) 報告事項

○山本教育長

引き続き残りの報告事項に移りたいと思います。ちょっと担当課ごとに分けていきたいと思います。まず、報告事項エについて、教育総務課のほうから説明してください。

【報告事項エ】令和3年度アクションプランについて

○小谷教育総務課参事

報告事項エ、令和3年度アクションプランについて説明します。このアクションプランというのは、県教委が設定する鳥取県教育振興基本計画に基づいて、毎年度の計画を策定することになっていまして、今回令和3年度のアクションプランを報告したいと思います。

令和2年度をベースに、来年度特に取り組んでいくというところ、変更するところについて、主に説明させていただきたいと思います。8頁になりますが、「ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成」という項目があります。そのこの2行目になりますが、鳥取県内修学旅行等への支援ということが1つあります。その関連事業については県内就学旅行等支援というところで記載しているところです。

続きまして10頁、「確かな学力、学びに向かう力の育成」という中の「基礎学力の確実な定着、質の高い理解と生きて働く知識・技能の習得」のところになりますけれども、今年とっとり学習・学力状況調査を2市でやらせてもらったんですが、来年度は対象地域・学年を拡充してということになりますので、そういったことを記載しております。

続きまして15頁、「社会の変革期に対応できる教育の推進」というところになります

けれども、来年度からいよいよGIGAスクール構想に向けて本格的な取組が進んでいきますが、一人ひとりのニーズに向き合って理解度に応じた個別最適化された学びや交流学習、地域との共同的な学びを推進していくことであるとか、教員のICT活用指導力の向上、小学校から高校までの県下共通の学習ツールの活用に関する整備を進めています。加えて、今年度策定しました鳥取県学校教育情報化推進計画に基づき、とっとりICT活用ハンドブックを有効的に活用しながら、具体的な施策を計画し、かつ総合的に取り組むこととしております。

また、総合教育会議のほうで、教育に関する大綱の策定をするんですけども、前回総合教育会議の中でご意見のあったSNSを使用したネットいじめや、誹謗中傷に関するということのもご意見いただいたので、下から2行目のところにそのことについてもちょっと触れております。

18頁になります。「学校を支える教育環境の充実」についての、県立高校の魅力化と特色化についてです。教育審議会に諮問した2026年度以降の県立高等学校の在り方について、学校再編や学科の適正化を含めた記載を載せておりますし、国際バカロレア教育の導入に向けた取組を進めるということで、導入の検討ではなくて今度は導入に向けたということを記載しております。

それから19頁の「学校における働き方改革」の項目になりますけれども、ここに、小学校高学年における教科担任制の導入と推進という記載でありますとか、ICT活用の推進というものも記載しておりますし、令和5年度から段階的に中学校における休日の部活動を地域へ移行するというような記載をしております。

22頁になりますが、「いじめ・不登校等の対応強化」の項目の中のいじめ問題の取組については、いじめの未然防止、早期発見、いじめの解消等に向けて生徒指導担当者等を対象とした悉皆研修というものを来年度から実施しようとしているので、そのことについても触れております。不登校の対策の推進については、今年度策定しました「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『明日も笑顔で』」を活用した研修を行うという記載でありますとか、校内サポート教室を拡充して安心して過ごせる居場所を確保するために、不登校の未然防止として学級経営等の充実を図り、安全安心で、というような記載をしております。

続いて24頁になりますけれども、これは総合教育会議のほうで話がありましたが、今ヤングケアラーについても問題視されておりますので、そのことについても個々の家庭環境における子どもに対する支援ということで、家族の介護やケアを行う18歳未満の子どもについてヤングケアラーという言葉に記載しているところです。

言葉の表現としては、そういったところを中心に追記しておりますが、指標を幾つかクリアしたところについては、更なる水準を目標としております。一風変わっているのは19頁に戻っていただいて、働き方の項目になりますけれども、これまでは削減率を記載していたんですけど、法律にもきちんと書かれていますので、月45時間、年間360時間を超える職員を全ての学校で無くすことを目標にということに記載しているところでもあります。これ以外のところもありますけれども主だったところです。以上です。

○山本教育長

ただいまの報告事項エにつきまして、委員の皆様からご質問等ございましたらお願いいたします。策定はしましたけれど、まだ議会で議決になっていない予算案件がありますので、それが議決になった後、策定プランが効力を生じるということで、これは別冊のアクションプランの一番下にありますけども、そうしたことでするのでご了承ください。

○森委員

最後の勤務時間のことについてなんですけども、これは削減していくに当たっては、何を、どういうことで、今まで削減を進めてこられたんでしょうか。本人任せというか、その先生の実力任せということなのか、何かそういう削減に当たっての何か手立てがあって行われてきたのか。

○足羽教育次長

いろんな取組を平成26年度からモデル校でスタートし、全校指定校にして、ずっと進めてきたいろんな取組があつての減少になっております。更にそれを次のステップではどうするのかというところですので、その詳しいことは、また報告事項クのところでお話したいと思います。

○山本教育長

そのほかいかがでしょうか。

○佐伯委員

ヤングケアラー支援事業というのは、ぱっと見たらいいなと思ったんですけど、うまく該当の生徒さんに当たって、そういう支援が受けられるようにというか、啓発でもないけれども、「自分の家族だし、見るのが当たり前」的な感覚でやっている生徒さんもしらっしゃると思うんですが、実はこういう福祉の制度があつて、助力が受けられるんですよということを、ちゃんと知らせないといけないと思うんです。それを家庭支援課の方だけでは出来ないというか、学校の教職員との連携の部分がすごくあると思うので。

○小谷教育総務課参事

教育委員会としては、いじめ・不登校対策センターのほうが、家庭支援課のほうが会議を設けておりますし、家庭支援課のほうでも「困っていることがあるんだったら、言っているんだよ」ということを投げかけてもらって、そこからは多分学校のほうになると思うんですけど、対策としては多分、児童虐待とかそういったものと同じような動きを学校側としては取るんだと思います。発見したらすぐに児童相談所につなげるといった動きをきちんとしていくことを、これから学校のほうにも徹底してもらいたいと思います。

○佐伯委員

中学校段階はわりと小中の連携もあつて、家庭状況の把握はしやすいですが、高校になると通学範囲がすごく広がるし、地域の暮らしの様子なんかの把握というのもちょっと拾い上げにくいですね。不登校とかいじめというような現象が少しでも見られると、ぱ

っと教職員は注目するんですが、そういう行動面には特に何か課題があるわけではないんだけど、本人の中ですごく頑張っていて、そして学力なりが本当であれば実力があるのにとこのような生徒とか、悩みを打ち明けられないままの生徒に対して気づきがあるといいなと思っていて、それが生徒指導の範疇になるのか、ちょっと私も高校の校務分掌のことは分からないんですが、その辺の意識を改革するとか、全体的な問題として高校の先生方が意識してくださるといいなと思いました。

○足羽教育次長

小中のほうから、そうした内容について、個人情報壁をどうクリアできるかということもあるんですが、このヤングケアラーの問題だけじゃなく、特別な支援を要するケースも含むんですが、本当にそうした情報を知って、市町村の教育委員会や首長部局ともつながりながら、やはり情報があれば、きちんとした適切な対応につながっていきますので、そういう意味での中高の橋渡しのところで、どれだけ了解の上で、高校に情報が入るような工夫ができるか、そこをやはり詰めていく必要があるなと思っています。これが要対協にかかっているケースだったら分かりやすいんですが、そうじゃない子どもたちをいかに拾って、それに必要な支援をしていくか、そんな橋渡しのところは、本当に一つの課題でもあるし、でもそこを乗り越えないといけない。学校としてはアンテナを張っていないといけない。「これはおかしいぞ」というところを糸口にするというのも手かなと思っています。

○鱸委員

私も佐伯委員の関連で、「学校を支える教育環境の充実」の中の「多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築」の中の問題というのは考えないといけないなど。これは、教育委員会だけじゃなくて、福祉保健部あるいはそのほかの知事部局の担当部局と一緒に進めていく必要があります。段々と子どもたちの環境は、生活の中、家族の中で表に出てこない貧困、あるいは急激な経済的な落ち込み、その中で子どもたちが子どもの権利を失ってきているということは、おそらく水面下でかなり進んでいると思うんですね。実際に自分が今、3月に要対協に報告するという事例がありまして、これは自分の患者なんですけど、家庭環境が複雑で、保護者が職がなくて見つけたい。子どもは実子である。そういう中で家にずっと閉じこもってしまっていて、しかも医療的なニーズがあるというところで、非常に見えにくい状態になっています。特に特別支援学校の中で見えにくい。特別支援学校では訪問教育でない限りは、「休ませました」というところから、なかなか生活面に入れられない部分もあるわけです。そういうのを聞くと、特に特別支援教育が対象のお子さんのご家庭の変化は、あるいはこれは通常の小・中・高でもそうですけども、かなり進んでくると思うんです。それがコロナ禍ではセーフティネットの中で起こるといふ予想を立てて、表に現われない問題をこちらから浮き彫りにしていくというような動きが今は必要でないかなという気がします。それが、いじめに出たり、あるいは不登校に出たりするんでしょうけど、そうならなくて気づかれにくい問題というのについて、子ども発達支援課、障がい福祉課の辺と一丸となって、その現状をクリアな状態にすることを政策につなげるとか、そういうようなところが必要だなと思います。しかもこれは早くした

ほうがいいんじゃないかなと思っているので、なにかその辺の文言が入ってもいいのかなという気はします。「ほとんどは教育環境の充実の中に含んでいるから取り上げる必要はないんだよ。全部書いていますよ。家の中の様子もありますよ。」というのであればそれでいいんですけども。

○小谷教育総務課参事

訪問型（アウトリーチ型）支援と言いまして、気づかないところ、家庭の中に入っていくような取組について24頁に載せています。相談体制や訪問型（アウトリーチ型支援）ということで、そういう家庭教育の支援みたいなものについて、市町村にも対応している方がいまして、そういう人を置いて各家庭を訪問して回るというようなことをもうちょっとしっかりやっていかないといけないんじゃないかなと思います。これも福祉部局のほうと一緒に、各家庭に訪問して状況を確認するというようなことをして、ちょっとまだそこが不十分なところがあるのかもしれないけれども、そういう取組もしています。

○山本教育長

県の調査でいくと、ヤングケアラーが5%ぐらいいると。割合としては、発達障がいの児童生徒ぐらいいるということで、これからそこは大きな対応が必要となってくると我々も予想しています。国のほうで実態調査を抽出でやっていますので、それを受けていろんな対策が打ち出されてくるのではないかと思います。いずれにしても学校だけではどうしようもない課題ですし、早期に発見して、チームで議論して必要な関係機関につなげていくというシステム自体はありますので、その中に一つ、早期発見の部分で、こういう兆候だとかという把握のポイントなんかを示したり、あるいはヤングケアラーが、本人自身が気づいていない、むしろ「自分は頑張っているんだ、モチベーション高くやっているんだ」というような子もいますので、そういう子も含めて察知できるような何か新しい仕掛けがあるのかなと。いずれにしても、セーフティネットのシステムとしては、早く発見して、チームで対応するという事は一緒だと思いますので、福祉保健部、私学も含めて、どちらかというところは知事が「なんとかせないかん問題だ」と強い方針の元で進めていますので、我々もしっかりそれに歩調を合わせてやっていくことかなと思っています。

○森委員

ヤングケアラーという言葉がこのあいだ知事が話されたときに、初めてスッと落ちた気がしたぐらいで、新しい言葉に聞こえたんですね。それから民間の経営者団体の中でも、コロナの影響で地元スポットを当てるということに非常に意欲的な状況が起こっていることを感じるんですが、その中でヤングケアラーの話を出したときに、リアクションが大きかったことに非常に驚きました。やはり民間の経済団体の皆さんにも、ヤングケアラーの問題があるというのは地域の問題として、目がたくさんあればあるほど発見や解決の手立てというのは多くなると思いますので、知るという観点では、教育委員会の中だけではなく、課題抽出の一つで、議論していくことかなと感じています。なので言葉も含めてですが、もちろん今はコロナが全面に出てきていますが、コロナとの関連でという

ころで浮き彫りにしていくというのは非常にいいのではないかと、またそういう団体の所で話の機会を作っていくことは、一般の経済界にもあっていいのではないかと、広がりが増えるのではないかと気がしました。

○佐伯委員

24頁の中の「中学校卒業時や高等学校等中退時に進路が決まっていなかった者については、保護者同意のもと、市町村と情報共有化を図り、学校教育からの切れ目のない支援の充実を図る。」というところで、ちょうど今、中学校を卒業して、県立高校の合格発表もあつたりして、これから進路がはっきりしてくると思うんですけど、ちょっと耳にしたところでは、かなりの不登校の生徒がいる学校の中では、どれだけ卒業式に参加できただろうかということで、後で直接学校に来てもらったり、あるいは来られない生徒には家のほうに卒業証書を届けることになると思うんですが、保護者の同意という部分があって、学校とうまく連携しながら、不登校だけれどもうまくつながっている方は、同意も取りやすいと思うんですけども、ちょっと不信感を持たれたりしてうまくつながってないときに、学校経由じゃなくても、福祉部局のほうからのサポートを受けていらっしゃる場合もあると思います。なんとかして保護者の方の同意が得られて、情報がちゃんと共有できて、次のステップのほうに進めるような、何もつながりが無くなってどうなるんだろうと不安を持っていらっしゃると思うので、ちょうど今がタイムリーなときなので、ここは早速に徹底して「こういうことをするんです」ということを全部の中学校に流していただけると嬉しいなと思います。

○足羽教育次長

これは新しく作り上げた制度で、特に後半の高校中退のほうは、市町村では「高校に行っているはずだ」と思い込んでいる。ところが中退をしているということを知らないということがあって、「それでは支援のしようがないんじゃないか」ということが、市町村のほうから声が上がって、ちょっと他県でやっているような例を参考にしながら、辞めるときに中学校や市町村のほうにも情報を入れることについて、「こんなふうに進路変更することを言っているかどうか」という同意を取るという仕組みを作りました。そのときに同意が得られるかどうかというのが、一つハードルなんですけど、そういうふうにして同意が得られたら、市町村のほうにも「実は進路変更を残念ながらされたので、何か支援が必要であれば」というようにサポート体制を維持できるように、ここはそういう仕組みのことを意図していますので。

○佐伯委員

中学校を卒業して進路が決まらない子どもさんもあると思うんですよね。そのところかなと私は思っていたんですけども。

○山本教育長

基本は市町村の責任分野だという整理をしているんです。ただ、高校中退の情報について市町村は持っていないので、そこについての仕組みを作りたいということで。中学

校を卒業して進学も就職もしていない者については、市町村が把握しているという前提になっているんです。

○若原委員

問題は、報告事項シにも関わってくるんですか。

○足羽教育次長

いや、これは違います。

○若原委員

24頁のヤングケアラー支援事業、それから26頁の県立夜間中学校、これは令和2年度にも入っていましたか？

○小谷教育総務課参事

ヤングケアラーは令和3年度からです。

○若原委員

県立夜間中学校のほうですけど、これ「教育指導連絡調整費」となっています。他のところはみんな事業の名前が書いてあるんですけども、たとえば「県立夜間中学設置事業」みたいに、何で事業名になっていないのかなど。

○小谷教育総務課参事

これは予算編成のときに、大きないろいろ関連する中の1項目になっているもので、別出しにはしてなくて、全体の中の一つという扱いで。

○片山教育総務課長

現在はアンケート調査をしているという段階で予算計上をお願いしているものですから、まだ「県立夜間中学設置事業」という頭出しまでには至っていない。まだその前段で諸々の教育委員会の諸課題を入れるような事業の中で検討していますよ、という段階での予算だということなので、こういう書き方になっているというふうにご理解いただければと思います。

○若原委員

設置を前提にして、設置に向けた事業として動いているように感じていたものですから。

○片山教育総務課長

それはまた今日この後に協議事項がありますが、次のステップに上がるときには、当然また必要なものは補正予算等を出していくことになるかと思いますが、これは当初予算での要求時点の整理ということでこうなっています。

○山本教育長

もともとの目論見としては、アンケートを早く集計して、ニーズがありますので設置に向けて更に検討を進めます、という予算を本来出す予定だったんですけども、アンケート自体の期日が伸びてしまって、県教委としての方向性を最終的にどうするかというのをまだ決めていません。今日この後の協議でお願いするんですけども、それを元に、「じゃあ先に進みますか、どうしますか」ということを、議会で審議いただくという段取りになるんだと思います。その前段で今回こうなっています。

○足羽教育次長

先ほどありました中退者の保護者同意等のところについては、報告事項シの生徒指導等に関するガイドラインのところでも若干触れるということを高等学校課のほうが言っていますので、またそこでも説明があると思います。

○山本教育長

そのほか、いかがでしょうか。それでは、報告事項オ、カについて教育環境課から2つまとめて説明をお願いします。

【報告事項オ】令和3年度からの教育の情報化推進について

○横山教育環境課参事

教育環境課横山でございます。報告事項オ、令和3年度からの教育の情報化推進についてご報告いたします。1頁をお開きください。先月、学校教育情報化推進計画を策定しまして、計画的に進めていくことにしたところですけども、次年度から本格的に始まるGIGAスクール構想の実現に向けた取組について、本日は現在の準備状況、それから次年度の取組を中心とした今後の予定を報告させていただきます。冒頭に教育長からも話があったとおり、児童生徒の端末とか、校内のネットワークについては、今年度末で概ね完了いたしますので、次年度は学びの改革プランニングと位置付けまして、子どもたちの情報活用能力の育成や、教員の指導力・活用力の向上などに重点をおいて、市町村教育委員会や民間企業等と連携を図りながら取組を進めて参りたいと考えております。まず推進体制ですけども、次年度は教育センターにGIGAスクール推進課を設けまして、ここが推進役となって、組織横断的に取組むこととしております。

資料5頁をご覧ください。これが推進体制のイメージでございます。コンパクトな本県の特徴を生かしまして、様々な組織であるとか、人材といったものを活用しながら、学校現場を支えて参りたいというふうに思っております。今まではこのチーム会議でいっしょにここに掲げてある課よりも少ない課で役をしておりましたが、これより更に充実させて参りたいなと思っております。もう一度資料1頁に戻ってください。現在の整備状況でございます。ハード面では今月中に完了する見込みでございます。これも教育長からお話がありました、現在随時SINETへの切り替え作業を行っているところでございます。大きな懸案でありました通信環境の確保でしたけども、高速安定化した環境で利用できることとなります。

それから小中学校で1人1台端末環境にして、高校でも次年度は3校で推奨式の購入幹旋というBYADの取組を行うこととしております。現在2校で4月当初からの導入に向けて準備を進めております。令和4年度からは全ての県立高校でその方式による端末導入を予定しております。それから、ソフト面では引き続き教員研修に力を入れて取組んで参りまして、特に教育センターの学校訪問型研修では、公立学校205校中の96校を訪問いたしまして、約5500人の教員中、約2000人に研修を受講してもらいました。とくに1人1台端末環境となる小中学校ベースで見ると、全体の約半数の教員がこの研修を受講しております。また、市町村ごとに保護者への説明等も行っていたりまして、市町村等のオンライン会議などを通じまして、市町村間の連携、情報交換をしながら着々と準備を進めております。なお、このネットワークの環境というのも整ったので、学校と教育センターとを結んだオンライン会議をもう一度行いまして、次年度から円滑にスタートできるように最後の確認を行うこととしております。

一番下のところに具体的な取組事例として、幾つか掲げさせていただいております。新聞記事等をコピーさせていただいておりますけれども、授業での活用にあたっては、今まで実証実験でございましたけれども、何校かにより日常的な活動に近づいた動きが見えてきておりまして、岩美北小学校の取組では、参観日を兼ねた公開授業で、特別支援学級を含むすべての学年でICTを活用した授業を行われた状況でございます。SINETの開通式でも、吹奏楽をテーマとした取組がございまして可能性を感じているところでございます。またご覧いただけたらと思います。

それから、教育委員会事務局でも指導主事が学校訪問で指導ができるように研修等も進めております。それから主な取組は2頁以降に記載しておりますが、今月の総合教育会議の資料をベースに集計したものでございます。後ほどご覧いただければと思います。研修も充実して行くこととしております。

それから情報化推進計画の進捗管理、これも行う予定としておりまして、しっかり目標に近づけるように取組んで参りたいと思います。

【報告事項カ】鳥取県教育委員会長寿命化計画（個別施設計画）の策定について

○村上教育環境課長

教育環境課村上でございます。引き続きまして報告事項カ、鳥取県教育委員会長寿命化計画（個別施設計画）の策定について、別紙のとおり報告をさせていただきます。計画の概要版を付けておりますが、その前に計画冊子の3頁をご覧ください。長寿命化計画の背景というものを記しております。平成25年に国のほうで長寿命化基本計画を策定しました。これは高度成長時代に整備されたインフラが一斉に老朽化を迎えていることについて、高速道路のトンネルの崩落事故もございましたし、これらを受けて施設ごとの長寿命化計画を柱としたメンテナンスサイクルの構築をするための方針が定められております。これに基づきまして、地方公共団体では、公共施設の総合管理計画を平成28年度までに策定しております。これは公共団体の公共施設等の管理にかかる基本的な方針を定めたものでございます。本県のこの計画の下位計画としまして、知事部局、教育委員会、病院、警察、企業局が保有する施設ごとの長寿命化計画を令和2年度末までに策定することとなっ

ております。

本計画の目的でございますが、児童生徒の安全安心を確保し、教育環境の整備を行う。併せまして中長期的な建設経費ですとか、維持管理費・修繕費などトータルコストの縮減及び財政負担の軽減を図ることを目的としております。計画期間は令和3年度から、令和17年度までの15年間としております。県の管理計画が10年となっております、それと合わせたかったのですが、既に5年が経過していることから、次期計画の終期と合わせたものでございます。対象施設は、県立学校と社会教育施設の概ね200㎡以上の305棟について計画を策定しております。

この冊子の2頁をご覧ください。そこに施設の保有状況の棒グラフを記載しております。建築後40年を経過する建物が137棟、全体の約45%を占めております。中でも高等学校が多くを占めております。

それでは概要のペーパーのほうを見ていただきたいと思います。学校施設等に係る現状等と記載しておりますが、説明させていただきましたように、その一番下に主な課題として書いております。建築後40年以上経過する施設のうち、この計画期間中に築50年を超えるものが、約7割を占めております。今までは50年前後を目安として改築を行って参りましたので、同じように改築を行った場合、今後15年間で814億円が必要となる見込みです。人口減少に伴う税収の減など県の財政も厳しいことから非常に重い負担となることが予想されます。また、生徒数についてですけれども、1965年には高校生が3万人を越えておりました。2020年には1万1千人余となっております。今後も生徒数の減少が見込まれることから、施設の最適な保有量や効率的な運用において、県立学校の在り方検討等も踏まえて進める必要がございます。

長寿命化の実施計画でございますが、中ほどの欄をご覧ください。大きな方針といたしましては、今までの建築50年経過を目安とした改築から、目標使用年数を80年としまして、財政負担の軽減を図ることとしております。この80年は鉄筋コンクリートの耐用年数を踏まえてのものでございます。また今までは不具合が生じてから改修を行っておりましたけれども、劣化等が軽微な段階から予防的な改修を行う予防保全によって、施設の機能維持耐久性向上を図ることとしております。修繕内容別の計画更新年数は表に示しているとおりでございます。

この計画策定に当たりましては、計画の更新年数と劣化度の状況を見ながら、劣化度が進んでいるものを優先的にしております。また、劣化防止等の修繕につきましては、なるべく計画年数の方針どおり立てるようにしております。しかしながら、財政負担や整備量が集中する場合がございますので、施設の長寿命化や安全性に影響を与えない程度で長寿命化を図っております。

長寿命化の効果とコストでございます。右欄をご覧ください。幾つかの効果がございますが、一番大きいものはやはり、施設の長寿命化を図ることによっての改築経費の抑制でございます。15年間の試算を記載しておりますけれども、15年間で約571億円の削減、これは単年度あたりで38億円の削減となっております。

本計画の運用でございますが、5年ごとに見直しをすることとしておりますし、県立学校の在り方検討の結果も踏まえまして、随時計画の見直しを行うこととしております。

○山本教育長

では、ただいまの報告事項オ、カにつきまして皆様からご質問等がございましたらお願いいたします。

○若原委員

情報化のほうですけど、教科書はどうなるのかなと思ひまして、教科書は普通の教科書を使いながら、端末を補助的に使おうというイメージですかね。

○横山教育環境課参事

そうですね。デジタル教科書というものも追って導入したいと思いますが、来年度はまだ紙の教科書がメインです。

○若原委員

今後デジタル教科書も取り入れることになると思いますが、その場合は教科書選定審議会を通すんですか。

○山本教育長

同じ作業だと思います。

○足羽教育次長

デジタルでも中身が問題になりますので、ちゃんと審議会を通して、審査を通ったものでなければ。

○山本教育長

今の教科書がそのままデジタル化されているので、特にプラスαで余分に書いてあるわけではないですから。

○鱸委員

直接関係ないんですけど、Intel社と提携して、ICTの利用とか今後の作戦的なそういうものについていろいろと情報をもらうことをニュースで聞いてびっくりしたんですけども、どういうつながりというか、どういうふうな動きでIntel社が出てきたんでしょうか。

○横山教育環境課参事

先ほど言いましたが、わが県は小さいものですから、人材とか予算が限られている中で、外部の民間の力というものを借りるということ検討していきまして、そういった中で、Intel社とかGoogle社とか、少しつながりがありましたので話を持っていったら、研修等をしようということでご支援いただけることになりました。

○佐伯委員

たくさんの先生方が研修に参加しているということで、少し安心もしたりしますが、でも実際に紙ベースの教科書で、学校としてはすぐ授業が始まっていくわけなので、学校間の格差とか、学年・学級の格差みたいなのが気かりで、モデル校みたいに先にどんどんいく学校はいいとしても、やっぱりある程度子どもたちに機会の平等というか、同じ小学校の1年生なり2年生が、端末を揃えていただいたので、大きな差が出ないように進んでいけたらなと願っているところなので、1学期動き始めてから、また状況を教えてください。

○若原委員

今トイレの改修を進めておられますよね。これは長寿命化とはまた別個の事業として進めておられるのか。長寿命化のほうに広い意味では入ってくるのか、その辺は。

○村上教育環境課長

トイレの洋式化は、老朽化したものから洋式化を図っておりまして、この長寿命化の中にも含まれております。

○若原委員

じゃあ、トイレは順次洋式に替えていくということですね。

○村上教育環境課長

はい。

○鱸委員

たとえば消防設備とか定期的な交換を要するところは、けっこうお金がかかるんですね、施設というのは。その辺もこれは入っているんですか？

○村上教育環境課長

機械設備、電気設備全部入っています。

○鱸委員

何年に1回取り替えないといけないとか。

○村上教育環境課長

消防設備の簡易なものでしたら入っておりませんが、機械的なものであったり、大きな消防設備は入っております。防火水槽だったり、屋外消火栓だったりとかいうような類いのものでしたら、そういうものも含めています。

○鱸委員

そんなものも入れて、こういう差ができると。分かりました。

○佐伯委員

2つ質問があります。1つはトイレのことで、どの学校のどのフロアのトイレにも洋式のウォッシュレットがもう完備されてきているのかということをお聞きしたいのと、それから今換気の問題がありますが、高等学校の校舎というのは網戸が全部付いているんでしょうか。

○村上教育環境課長

網戸はすべて付いているわけではないですが、今回コロナの国の補助金がありまして、その中でかなりの学校が網戸を導入しております。虫が入ってくるというのが理由のようでした、それで付けている学校が増えております。あとトイレですけれども、特別支援学校ですと、7割弱ぐらいの設置率なんですけど、やはり高等学校ですと少しその割合が少なくなっておりまして、全部が洋式化というわけではなくて、トイレの中のうちのひとつとかというかたちで進めているんですけども、やはり学校によっては低いところはございます。

○佐伯委員

ぜひ進めてください。

○山本教育長

そのほかよろしいですか。それでは、報告事項キ、ク、ヒにつきまして、簡潔に説明してください。

【報告事項キ】令和4年度鳥取県公立学校教職員採用候補者選考試験実施要項の骨子について

○國岡教育人材開発課長

報告事項キです。教員採用試験の骨子を既に3月15日に公表しました。その内容を報告します。主な変更点だけいきますと、1頁の2（2）第一次選考試験ですけれども、6月20日に関西会場と鳥取会場で行います。今回新たに養護教諭も関西会場で実施します。日程的に今確認している中で最も早いのは高知県で6月19日、それに続いて2番目ではないかなと思っております。あと大きいところでしたら第二次選考試験で、専門試験、技能実技試験について、小学校、特別支援学校教諭で、今までは音楽と体育だったのが、音楽とICT活用ということで、体育はやめてICT活用に関する実技を行います。

2頁の5、特別選考の新設のところ、英語力に優れた者を対象として、小学校でそこに書いている基準を満たしている人については、一次試験と二次試験の実技を免除するという制度を設けます。あとは時間を若干短くしましたということです。

先ほどの英語の試験についての特別選考については、Yahooのほうでもこの間取り上げられて、トップページにも出ていたので、それによってすごい宣伝効果がありまして、増えたらいいなと思っています。

【報告事項ク】鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランの取組に係る成果と課題等について

○國岡教育人材開発課長

報告事項ク、学校業務カイゼンプランですが、今のカイゼンプランは、平成29年度末に策定しまして、平成30年度、令和元年度、令和2年度の3年間が対象となっていました。3年間で平成29年度の数字に対して、25%削減というのを目標にしていたのが今のカイゼンプランとなりますけれども、それが達成できたかどうかということの検証でございます。ただ、高校と特支は平成29年度のベースで25%削減が目標だったんですけども、小中学校につきましては入力方法が変わったために、平成30年度をベースにして検証をしております。2つ表がありまして上のほうが小学校、中学校、義務教育学校ですが、令和2年度の列を見ていただきますと、小学校は平成30年に対して16.7%が削減目標でしたが、結果的には7.3%の削減ということで16.7%には至っていません。同じように中学校は16.7%に対して17%の削減なので、これはぎりぎり達成しました。高校については25%削減を目標にしている、それに対して46%の削減ということで、これは大幅にクリアです。次に特別支援学校も25%に対して、26.9%なので、これもクリアしました。そういうことで小学校が達成できていません。中高のほうで達成できたのは、一番大きな要因は部活動なんですけど、そこで削減できたことが大きいと思います。その部活動については特にコロナの関係で、なかなか出来なかったということもありますし、土日も1日だけしかできないとか、そういったこともルールとして作ったので、それをちゃんと守って減ったということもあります。

2頁に書いてありますもう1つの目標は、月45時間、年間360時間を超過する長時間勤務者の解消でした。これについてはその下の2つの表をご覧くださいと、上の表が45時間以上の割合ですけども、令和元年度と令和2年度とありまして、令和2年度で小学校でしたら、月45時間以上の長時間勤務者は27.1%ということで、やっぱりありますが、去年が37.1%であったことに比べると、10%は減っています。続いて中学校も同様に減っています。高校のほうは今年が5.0%ということで、昨年度18.1%でしたので、大幅にここは減っております。

その下の表が30時間以上の長時間勤務者ですが、30時間以上の割合は、小学校だったら依然として55%と半分以上、中学校も同じように59.6%、高校は18.1%ということで、ここは随分減っております。減ってはおりますがまだまだ長時間勤務者はいるといふ状況でございます。

3年間の総括ということでそこに書いてありますが、ある程度時間外勤務については減りました。25%削減という目標については、大体の校種で達成できたというふうに認識をしておりますが、一方でまだ45時間以上とか、360時間以上の長時間勤務者というのがいるので、今後まだまだカイゼンプランを策定して取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

ついでに今取り組んでいるカイゼンプランを修正して、また3年間のカイゼンプランを策定したいというふうに思っております。それは7頁からの内容となります。内容については下の表のところに書いてある大きな項目1、2、3、4の4項目になります。その中でポイントになるのが3点ほどありまして、8頁にいまして、教員以外の人材活用配置、

これを更に進めていきたいというふうに考えております。進めるに当たっては学校がやるべきことと、そうでない学校以外でもできることといったことも整理しながら進めていきたい、事務職員の学校運営の参画等も進めていきたいというふうに考えております。2点目のポイントが9頁のICT等の活用による削減です。これはGIGAスクール構想もありますし、早速進めていきたいと考えております。3点目が部活動の地域移行についての検討ということで、検討自体はまだまだ進めていかななくてはなりません。地域部活動に移行していく中で在り方でありますとか、まだ整理する必要があります。この3点を来年度は新しいカイゼンプランで重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

これについては10頁に書いておりますが、今検討していて、本当は4月に間に合わせればよかったんですが間に合わなかったので、4月中には県立学校長会や、市町村教育委員会との意見交換会の場がありますので、そこでこういうかたちにしますということをお示しして、お認めいただくというか、OKをもらって、4月中には策定したいと考えております。

【報告事項ヒ】鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標について

○國岡教育人材開発課長

報告事項ヒです。公立学校教員としての資質の向上に関する指標についてです。手持ち資料を作っておりますが、この指標自体は教育公務員特例法で指標を定めることとされておまして、本当は義務としてやらなくてはいけないのは教員分なんですけども、すべての職種に本県は指標を作ろうということが決まっております、今回は事務職員の分を作りました。本当は昨年度検討していたんですけども、いろいろな意見が出まして、まとめることができなかったので今年度で持ち越したものです。指標を見ていただきますと、左側に青、緑、赤、ピンクと4項目ほどありますけれども、この辺りの整理は教員と同じにするのか、それとも行政職と同じにするのか、行政職というのは県庁全体の行政職ですが、それと同じにするのかその方向性が議論の一つだったんですけども、学校に働く事務職員も県庁で働く行政職と同じで一括採用ですので、学校だけじゃなくて、県庁のほうに異動したりということも今後あります。なので、学校だけにしか通用しない指標ではなくて、行政職全体で広く一般に使えるような指標にしようということで、今回は整理をしました。

標準職務遂行能力というのを定めてありまして、任命権者ごとに、大体同じようなものなんですけども、それに基づいて指標を作成しました。前回もお諮りをしたんですが、行政職としては特に業務組織マネジメントの辺りですね。学校運営に関わるような部分はあります。今までは事務職員として狭い部分があったんですが、元々事務職員も学校運営に参画していけるように育成をしていく必要があるという感じの整理で全体をまとめております。作成に当たっては事務職員の方だとかも含めワーキングを開催して、その中で意見を聞きながら作成したところです。以上でございます。

○山本教育長

それでは、ただいまの報告事項3件につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○若原委員

関西試験会場はもう決まっていますか。去年と同じですか。

○國岡教育人材開発課長

一応押さえています。去年の会場は人数がぎりぎり、今は400人から500人を想定しておりまして、もっと多くなったら同じ場所だったら入らない可能性があって、別の場所を押さえています。どこがいいのか今調整中です。

○足羽教育次長

去年は関西大学をお借りしましたが、別の自治体の試験も次々同じ日にやっていました。受験生が間違っただけで他のところへ行ってしまったりとかもあるぐらいな感じで。うちが想定している規模にはまるかどうか、またそれがきちんと確保できるかどうかというのが、一つ課題かなとは思いますが。

○國岡教育人材開発課長

まだ決定まではいっていません。候補で幾つか挙げているところです。

○佐伯委員

小学校と特別支援学校教諭で音楽とICT活用になったということですが、中高とかはICT活用というのは専門試験の中で触れているんですか。

○國岡教育人材開発課長

まだ専門試験の中に入れるかどうかというのは、そこまでは詰まってないですが、入れる余地はあると思います。実技の部分でして、実際に操作をして、そういう操作ができるかどうかということを試験で問うんですけども、ペーパーなんかでは別の観点で入れることができるかなと思います。

○佐伯委員

じゃあ小学校のICT活用という部分は、授業に使うとかそういうのではなくて、文書を作ったり表を作ったりできるかどうかということですか。

○足羽教育次長

いえ、もう一段上げて、簡単なプレゼンのような資料を短時間で作ってみて、子どもたちに示しながらというような課題を課そうかと。あまりハイレベルになると、今度は時間がやっぱりかかってしまいますし。

○國岡教育人材開発課長

グーグルワークスペースというシステムを全校で使うことになるんですけども、それが使えるかどうかというところでいこうと思っています。

○佐伯委員

そういうのって試験の要項みたいなものに、どの範囲のものを課すみたいなことは出るんですか。

○國岡教育人材開発課長

初めてなので、受験生が何を勉強したらいいか多分イメージができないと思います。なのである程度こういう感じのものというのは示す予定です。

○佐伯委員

そういうのは、別に中学校とかの先生には必要ないということですか。

○國岡教育人材開発課長

中学校には課してないです。小学校と特別支援学校だけでやりますが、今後、中高のほうも検討する余地はあります。

○佐伯委員

カイゼンプランについて、教員以外の人材の活用開始というのは、すごく期待が大きくなるんじゃないかなと思います。少しでも細かい支援や学習の準備に時間を割こうと思うと、誰かそれ以外の部分をしてくださる方が入ると入らないとでは全く違ってくるので、それはすごく大きいなと思っています。それがどういうふうになってくるのかまだ分からないですけどね。

○國岡教育人材開発課長

今以上に予算が必要になる、たとえば教員アシスタントのほうをさらに増やすというのはなかなか難しく、今回の予算要求でも結局ほとんど増えなかったんですね。ですから限られた予算の中でも今回は時間数を減らして、多くの学校に配分しようかなと思ったりもしていますし、活用の仕方を今後更に研究をしないとイケません。あとはあまりお金の必要のないコミュニティ・スクール制度を上手に活用したいなと思っています。

○足羽教育次長

業務アシスタントもより効率的に動いてもらえるようにすると、今の時間外もまだ随分減るんじゃないかと思っているんですね。ただ、お願いするべきなのか、そうじゃないのか思案しておられる方や、あるいは1人の方に集中したりなんていうこともあったりします。うまく効果的に使えるところを拾い上げて、こんな使い方をすると全体にうまく時間外が減りますよ、というふうな展開をしていくように仕掛けていこうと思います。

○佐伯委員

地域の方に入っていただくのはとてもいいんですけど、コーディネーターがいたとしても、やっぱり学校側の教頭先生なりがその間に入らなければいけないので、そこについて

進んでいるところのやり方を参考にしてもらいたいと思います。いろんな手順を踏まなくてもスムーズに入ってもらえて、そのためにわざわざセッティングしなくても、さっと来てすぐ帰ってしまっただけという感じのところではやっていかないと、来ていただくために準備をして相手をしてというのではとても時間がかかってしまうので、進んでいるところを参考にしたらいいなと思います。

○足羽教育次長

学校の業務を知っておられるか知らないかで、全然効率が違いますので、他県でも図書館司書で退職された方、逆に言うと管理職よりよく学校を知っておられる方をお願いしたり、非常勤講師の方で、若いんですが週に3日は非常勤講師としてお勤めになって、残り2日を業務アシスタントで勤務してもらおうというような県もあります。そんな使い方はこれも、いつテストがあって授業がこう進んでいる、だからこの準備がというようなやり方もあるのかなと思います。数を増やすということだけじゃなくて、中身の質を高めていくということも大事なのかなと思っています。

○佐伯委員

コミュニティ・スクールは負担感を感じている部分が教員側にあって、いろんなことの準備とか、その打ち合わせの時間とかを考えると、そこのところをいかにスムーズにやっていくのかというところが課題です。「たくさんいいこともあるんですよ」みたいなことを知っていただかないといけないのかなと思います。

○山本教育長

ほかはいかがでしょうか。

○森委員

今後まだまだ課題が山積みだなというところの分野というのはどこになるんですか。

○國岡教育人材開発課長

学校経営にどれだけ事務職員が参画できるかというのは、すごく大きなポイントで、行政職のマネジメント感覚というか、その視点をより学校へ生かしたいなと思っています。

○佐伯委員

事務職員が1人で、学校の運営がうまくいくように自分なりに、こんなふうにしていこうみたいな気持ちを持てるかどうかというところがすごく大きくて、その中では教職員との一体感も必要だし、それから自分が事務職員としての自負というか、事務職員としてこんなふうに関わっていくという気持ちを持てるかというのがとても大事です。事務部会の中のそういうような話し合いの場と、学校としては管理職が事務の方に対する意識をきちっと変えていくみたいな部分があって、一緒に学校運営をしていこうというような働きかけをしてくださると、事務職員の働き方が全然違ってくるんじゃないかなと思います。

○國岡教育人材開発課長

小中学校の事務職員は、多くは1人職場なのですが、今は共同学校事務室というのも試行あるいは実施してきていて、中学校区ごとに複数校で1つの事務室みたいなかたちで運用し始めていますから、今までは孤立感があったものが、今後は週1回とか2回とか、定期的に集まるようになるので、孤立感を感じずに先輩からも学びながら育成できるのではないかなと思います。

○山本教育長

ほかにございますか。そうしましたら暫時休憩いたします。12時45分に再開します。

[暫時休憩]

○山本教育長

それでは再開をいたします。引き続き報告事項でございます。報告事項ケ、コ、サの3点につきまして、小中学校課から簡潔にご説明をお願いします。

【報告事項ケ】学力向上推進プラン（令和3年度版）について

○中田参事監兼小中学校課長

小中学校課でございます。よろしく申し上げます。では、報告事項ケ、鳥取県学力向上推進プラン令和3年度版について、ということで報告させていただきます。めくっていただきますと、令和3年度の学力向上推進プランを考える上で大きな会議でありましたプロジェクトチーム会議の概要を載せております。ここでは県学調の趣旨、予算の確認から、進めていく上で管理職のリーダーシップや指導主事の適切な関わりが重要、また全体的な総括といたしましては、PT会議を始めて3年間になり、県教委、市町村教委、学校のベクトルが揃ってきていると感じる、というような言葉もいただきましたし、来年度の学力向上推進プランの案についても期待しているという励ましの言葉をいただきました。

これを受けて、令和3年度版の学力向上推進プランについて3頁をお願いします。令和2年度と違うところは、目標として設定したのが、鳥取県全ての教員の指導力向上を図ることを狙いとした上で、以下の2つ、「子どもたち一人一人の関心意欲の向上と確かな学力の定着」、「子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくり」ということで進めていきたいなと思っています。柱は4つで、これまでと大きく変わっていませんが、1つ目の管理職のリーダーシップのところでは、プロジェクトチーム会議でも課題として挙げていただいております、この推進プランや、算数の授業改善の取組の浸透具合がまだ65%、それから算数の授業改善のペーパーの活用度は78%ということですので、来年度はこの2つについて100%を目指したいなというふうに思います。

2つ目の教員の意識改革及び授業改善の推進のところでは、いよいよ全県規模での鳥取学調がスタートということで、先行実施の2市では伸びも見えてきますので、それを活用して取り組んでいきたいなというふうに思っております。それから全国学調のところでは、

取り組んできた事業はいろいろありますが、西部が取り組んできていました単元到達度評価問題は、全小・義務教育学校に配信をして、毎月きちんと力の付き具合を測っていこうというふうに思っています。また、GIGAスクール構想が始まりますのでそれとの関連の部分、そして中学校のほうでは課題になっている英語力の向上事業を拡充していきたいなと思っております。すべての中学校に訪問をして英語の授業を見ていきたいなと思っております。

3つ目の若手の教員の同僚性等のところでは、教育センターと連携しながら、OJTの充実ということで進めていきたいと思っております。最後4つ目でございますが、県教委の指導体制、市町村教育委員会等との連携強化ということで、県の指導主事もそうですし、市町村の指導主事の力も付けていくという研修を、今年も実施しましたが来年度も充実をしていきたいなと思っております。冊子のほうには詳しい中身が付いておりますので、またご覧ください。

【報告事項コ】 令和2年度とっとり学力・学習状況調査報告書について

○中田参事監兼小中学校課長

続きまして、本年度行いましたとっとり学力・学習状況調査の報告書を作成しましたので、それについてのご報告ですが、かなり厚いものでございます。前半部分はこの学調の特徴というようなものが中心に示してありまして、中段辺りから今年の成果ということをおあげしております。今年が1年目ですので伸びというのが見えないんですが、この県学調の特徴であります非認知能力や学習方略という部分に着目して、ここの数値を見ながら、分析等を行った結果を、まず最初はあげております。

18頁をご覧ください。鳥取市立城北小学校をパイロット校というようなかたちでお願いをしまして、分析等を県教委や文科省の学力調査室の専門官の指導を受けながら、校内研修をして取り組んできました。先ほど申しました児童の様子や学習方略、非認知能力の得点を分析するというところで進めていきましたが、特に若手の教員がどこに意識をして質問したらよいか、そのポイントを明確にすることができたかなというふうに思っております。

また、この学習方略や非認知能力が高かった学校について、その取組の様子を聞き取り調査によってまとめたものを載せております。21頁からになります。学力向上につながりやすいという二つの側面、非認知能力・学習方略なんですが、どのような取組が向上につながっているかというのが、いろいろな学校の実践事例から見えてくる場所がございます。訪問した学校に共通する特徴としましては、授業中に自分の思いが、分からないことを含めて言えるというような学級経営に力を入れているような学校が多かったようです。また、仲間と協働していく、そういう経験をたくさん積んでいる学校が多かったなというようにもございます。それから、児童に対する声かけとしては、自己有用感が高まるような声かけを意識しているという学校が多かったように思います。それによって好循環を生み出しながら、学力向上につながる要素というのを伸ばしてきているのかなということを感じた次第でございます。

来年度は2市について、伸びというのがわかってきますので、それをまた分析をしなが

ら進めていきたいなと思っております。

【報告事項サ】鳥取県保育者キャリアガイドラインの策定・配付について

○中田参事監兼小中学校課長

報告事項サです。鳥取県保育者キャリアガイドラインの策定・配付についてということで、ご報告をいたします。保育の無償化ということが令和元年10月から全面実施されました。それによって、保育の質の向上というのが求められているところでございます。幼児教育は幼稚園、保育所、認定子ども園等々、文科省だけではなくて、子育てに関する部所に関わりを持っておりますので、そこと共同して、それぞれ先生方のキャリアステージに応じた人材育成の指標を明確化するガイドラインを示そうということで、今年度取り組みました。最終的には幼児教育施設における人材育成の指標は、所管する市町村や法人が作ることになっていますが、その目安となるものだと思っております。来年度これを先生方の会や市町村教育委員会や、子育ての関係部局等に配布したり研修等で使ったりしながら、自分が何を意識して今の時期はどう成長していくべきかということ、先生方に認識していただきながら、日々の実践に当たっていただくというようなことに使っていきたいなというふうに考えております。以上3件報告をさせていただきました。

○山本教育長

それでは、ただいまの3件の報告につきまして、委員の皆さまからご質問等ございましたらお願いをいたします。

○鱸委員

保育者キャリアガイドラインですけど、基本的に市立とか、私立とか、それぞれ経営母体が違いますよね。かなり幼児教育に関する指導力にばらつきがありますよね。一番は管理職が、どういう子ども像を描いているかということですが、その中でせっかく作ったこのプランをどういうふうに落とし込んでいくかということが問題になると思うんですけど、市町村を主体に作るということですよ。

○中田参事監兼小中学校課長

いや、これは市町村だけを見ているだけではなくて、私立も見ながら、両方を見ながら、委員のメンバーの中にも市町村から来ていただく方もあれば、私立の幼稚園・保育所のほうからも来ていただいています。なので全体を網羅して作っていきたいなということで、取り組んできました。

○鱸委員

それこそこれについては進捗管理がしっかりしてないと、ギャップが非常に大きくなるので。孫なんかを見ていると、「今行っているところは良かった。早く行っておけば良かった」とか、そういう格差があるんですよね。確かに子どもの成長は違うんですよね。そういうところでこれはやっぱり地域で育つ子どもさんたち、特に保育園の中で保育士のレ

ベルの差もあると思うんですが、やはり管理職となる経営者の意向というのが一番大事かと思うので、しっかりこれを浸透させていくことが必要かなと思いますね。

○中田参事監兼小中学校課長

ありがとうございます。私立の園長先生方との会にも、うちの幼児教育センターから声をかけて、年に何回かやり取りをしているところですけども、そうした趣旨で、管理職用のキャリアステージに応じた記載等もございます。それから一番裏面には、臨時職員さんや、パートの職員さんも想定した、そういうキャリアガイダンスになっておりまして、学級担任さん、あるいは学級担任の補佐さん、支援を要する子どもに当たる加配と言われていた職員さん向けの中身も作っております。また、給食の担当の方等がおられますので、そういう方向けには専門職員さん用の指針というようなものも付けておりまして、県が示している教職員のものとは若干違うところがこのあたりかなと思います。そういうところもステージごとの研修等ございますので、しっかりこの趣旨でやっている研修だということ意識してもらいながら、取り組んでいってもらおうかなと考えております。

○森委員

自己採点とか、トップが採点する基準とか、そういった仕組みはありますか？

○中田参事監兼小中学校課長

それにつきましては、最終的にはこれを参考にさせていただいて、たとえば市町村立の保育所、幼稚園だったら、市町村でアレンジしていただきながら作っていただいようななかたちになるんです。その中でおっしゃられたような自己評価につながるようなものを付けようかというあたりは、そこは判断によってやっていただいことになるのかなと思っております。

○森委員

たとえば自己採点といったときには、どんなふうな採点の仕方をされるのでしょうか。

○中田参事監兼小中学校課長

教職員のパターンでいいますと、評価育成制度なんかによりますと、各項目がありまして、その中で自分の目標があつて、それについて自分がどうだったかなということを何段階かで評価するやり方を取っておりますので、それが一般的なのかなと思います。

○森委員

目標がこれになるわけですね。その目標に対して段階で、自分が今どこなのか、自己採点をする。達成していないところに関しては、どうすればいいのかというようなことでしょうかね。

○中田参事監兼小中学校課長

そうですね。今度は管理職と面談をしながら、課題を教えてもらったり、確認をしなが

ら取り組むということになるのかなと思いますけど。

○佐伯委員

私立の園とかもたくさんあると思うんです。全部に配布すると書いてあるので、これがあると周りの人にとっては自分がどういう立ち位置で、どのように自分の職務に当たったらいのかということがとても分かりやすいなと思いました。ただこれを渡すだけではなくて、やっぱり振り返りというか、年長さんなら年長さんのチームの中で、「ここができたけど、ここはまだもうちょっとだね」と確認できる関係がお互いにあるといいなと思っています。公立なんかは園長先生を中心に、そういうことは進めやすいし、私立の場合も設置者の方の強い思いでやっていらっしゃるところがたくさんあると思うんですけど、人手が足りないところとか、なかなか資格のある人が来てもらえないという園もあるようでして、そういうところで実際に預かっている園児たちが、幸せにというか楽しいなと思いつつ過ごしてほしいなと思うので、なんとかこれが活用できるような、逆に言ったら「私たちはこのプランを使って、こんなふうなことができるようになった」とか、そうした成果をまたお聞きしたいなと思いました。

○中田参事監兼小中学校課長

研修の中では多分使う場面というのはあると思うので、その中で、それぞれの園の取組状況なんかは確認できたり、意見交換したりできると思います。また、そういう中でどんな使われ方をされてどのような効果が出ているかについては、今後報告できることがあるんじゃないかと思っています。

○佐伯委員

米子市では私がいる課に、保育リーダーとあって、以前は園長さんで退職された人とかが何人かおられて、定期的にいろんな園を回っておられるので、こういうものをすごく活用できるかなと思ったんです。

○中田参事監兼小中学校課長

幼児教育センターも、各局にも保育専門員等配置しておりまして、行政訪問とかに出かけております。その際もしっかり広報したいと思いますし、県の評価みたいなものにも活用できるかなと思いますので、広報はしていきたいなと思います。

○若原委員

学力向上推進プランなんですけど、令和3年度の全国学力・学習状況調査が実施されるかどうかはまだわからないですか。

○中田参事監兼小中学校課長

これは決まっております、令和3年度は5月27日に実施することになっています。

○若原委員

鳥取県版の調査はいつですか。

○中田小中学校課長

これも全国調査の前後というので、5月11日から5月末を目途に各学校の都合に合わせて実施ということで、既に何日に実施したいかという意向は調査しておりまして、参加するすべての学校は決めていただいているところです。

○若原委員

鳥取県版のほうは全校一斉にということではなくて、その学校の都合に合わせてということですね。

○中田参事監兼小中学校課長

市町村によっては、「うちはこの日にやるよ」と決めているところもありますが、基本的に学校のご都合に合わせています。

○若原委員

鳥取県版の調査は別に全国学調の成績を上げるためにやっているわけではないけども、でもどうしても鳥取県版の調査と全国学調をクロスしたいというか、どういう効果があるかというのは気にしますよね。1年、2年ではまだ分からないかもしれませんが、何かそういううまい効果の測定の仕方があればいいなと思うんですけどね。

○足羽教育次長

今文科省のほうでも、ずっと続けてきた全国学力・学習状況調査の位置付けについて、どう役立てるべきなのかというところの検討を令和3年度はするという方向です。今までやってきたのは通過点のみで、「小6、中3でやって、それでどうなの？」というところがまだ明確につかめてないというようなことがあって、来年度はそこを重点的に専門家会議で検討したいというようなことを伺っております。そこに県は鳥取学調とのクロスをいかにしていけるかということで、重厚なかたちでの学力向上策にならないと、「2つテストやりました」で終わりにしないようにはしなきゃいけないとは思っております。

○佐伯委員

それに関連して、学力向上推進プランの15頁に、「鳥取メンター方式」の導入による初任者研修の見直し、というところがありまして、前にもこういう話を聞いていますが、校内の先生方と何か共同で研修していくのがメンター方式ですかね。これはすでにやっているんですか。評価はどうでした。

○中田参事監兼小中学校課長

好評でした。特に小学校では教科の違いはなく、学級担任制ですので、その核になる人だけではなくて、みんなが初任者を囲んで、やり取りをする研修は大変好評だったということです。

○佐伯委員

というのは、新規採用教員に特に大学新卒の方がすごく多くなるので、より一層丁寧に校内で進めていかないと大変だろうなと思ったんですね。

○中田参事監兼小中学校課長

以前あった拠点校方式だけだと、どうしても拠点校の指導教員と初任者の関係性だけで、というような感じだったんだけど、おっしゃるとおり若い教員が増えていますので、学校全体でその者を育てていくというのが重要になってくるかもしれないです。

○山本教育長

そのほかいかがでしょうか。そうしますと、報告事項シ、ノにいきたいと思います。高等学校課から説明をお願いします。

【報告事項シ】「生徒指導等に関するガイドライン（改訂版）」の一部改訂について

○酒井高等学校課長

報告事項シをお願いします。生徒指導等に関するガイドラインを一部改訂しました。懲戒処分の退学、あるいは自主退学、これにつきまして処分を決定する前に、高等学校課に相談してくださいということを入れました。丁寧に慎重な判断をして参りたいと思います。それから午前中の報告の中でもございましたけれど、自主退学、あるいは懲戒の退学をしてしまった生徒に対して、当然進路のこととか相談に乗ったり関係機関に紹介したりするように今まで書いてあったんですけど、それに加えて、中退等の進路未決定の情報の共有ということで、きちんと同意さえ受ければ、情報が市町村の福祉部局に行くということも書き加えておまして、学校のほうもそこを必ず確認して、生徒が退学した際には適切な引き継ぎができるというようにしております。以上でございます。

【報告事項ノ】令和3年度使用教科用図書採択変更について

○酒井高等学校課長

報告事項ノです。令和3年度使用教科書の変更でして、これは誠に申し訳ございません。変更はないと思っておりまして、1つ出て参りまして、米子東高校の定時制なんですけど、既に教科書のほうは採択決定しておまして、教頭がこれを定めているわけなんですけど、教科書が必要になったら後で県に報告すればそれで買えると勘違いしておられまして、こういうことになってしまいました。

それで例年少しずつ見直して申請のミスがないようにしているんですけど、特に来年度の教科書は、高校も令和4年度の入学生から新学習指導要領で、まだ教科書もできていません。かなりハードな日程でやっていかなければならなくてミスもあってはいけません、教育課程を申請するのは10月なんです。教科書は7月の終わりですので教科書のほうが早いんです。結局この科目は開講しないので、教科書が要らなくなりましたということで

あれば、こういう報告は必要なくて、そういうことはあり得ることなんですけど、後から、そのときには想定していなかった科目を作って、やっぱり教科書が必要になったというのは報告が必要になっています。

そのこのところがもっと早く気づけないかということで、10月に教育課程を出したときに、採択が決定している教科書の一覧をこちらから学校に送り返します。それで申請する教育課程と教科書採択の一覧を学校で見ってもらって、チェック表をこちらで作って、それも合わせて出していただくことでミスが防げるのかなと。こちらでチェックできたらいいんですけどできないんです。教科書が必要な科目とか必要でない科目とかいろいろございますので、学校じゃないとこれはチェックできないということで、そのようにしてミスを防いで参りたいと思います。大変申し訳ない報告でございます。以上です。

○山本教育長

この二つの報告事項につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

○若原委員

ガイドラインの改訂は、裁判の関係ですか。

○酒井高等学校課長

当然その一貫でもございますし、やっぱり今こういう時代ですので、若干なりともどこか見直していくところが必要ではないかと考えておまして。既に裁判が始まってからは、校長先生方には文章にはしてないですけど、退学相当の事案が生じたら、まずは県に報告してくださいと、話を聞いてみますということは言っはきていたんですけど、文面にはなっていないので、そこを文面にして徹底をとということです。

○鱸委員

それぞれの学校のコンプライアンスとして、入学したときに、親、本人も読んでますよね。

○酒井高等学校課長

当然、学校が規則なり昔は校則と言っていたんですけども、そういうものをあらゆるところで、保護者と生徒本人に周知していかないといけませんので、全くそれもせずに、急にこれが学校のルールだからと言われたら、それはちょっと学校のほうが間違っているという判断になりますので。

○鱸委員

その上で、この子は退学もやむを得ないというときでも、最終的に県と相談してくれということですね。

○酒井高等学校課長

はい。確認です。

○佐伯委員

私が言っていた例の「情報を次に渡してもいい」という同意を取ることは分かったんですけども、そういう場合と、それから一緒に相談して、退学はするんだけど、次にこういうふうなところに進んでみようみたいな、うまくつなげた場合はそれはいいですね。

○酒井高等学校課長

うまくつながればいいんですけど、それでもまたその後何かあったら困りますので、一応こういう制度がありますということは説明して、同意書を出してもらっておいたほうがいいかと思います。

○佐伯委員

わかりました。

○山本教育長

そのほかいかがでしょうか。では、続きまして報告事項トについて説明をお願いします。

【報告事項ト】鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について

○網浜図書館長

失礼します。図書館の網浜でございます。報告事項ト、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について、教育長の臨時代理により決定しましたので、ご報告をいたします。このいわゆる読書バリアフリー法の計画につきましては、今まで委員協議会でもご報告し、委員の皆様からご意見をいただいて参りました。また、この2月にパブリックコメントを実施いたしました。大きく修正するということはありませんでしたので、3月3日に教育長の臨時代理として決裁をさせていただきました。おかげさまで全国で初めての計画策定ということになりました。ありがとうございました。今後はこの計画に沿って読書環境の整備に努めていき、誰もが文字・活字文化の恩恵を受けられる社会が実現できるよう取り組んで参りますので、よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

○山本教育長

全国で初めてですね。

○網浜図書館長

大阪がもう取り組んでいるという話もあったので、ちょっとあせって教育長の臨時代理ということでお願いしました。おかげさまで全国初となりました。

○若原委員

まだ、報道のほうには発表されていないんですか。

○網浜図書館長

発表しております。全国初ということもお伝えしております。また、厚生労働省のほうでも、報告の中で取りあげたいということで、鳥取県という県名を挙げたいということで紹介がきております。

○佐伯委員

これすごく読みやすい活字と大きさと太さで、やっぱり意図的に工夫されたんですか。

○網浜図書館長

UDフォントというものです。多分これからいろんな啓発の資料も作っていきますけれど、こういう配慮とか、あと色とかもきちんと読みやすいものにしていきたいと考えています。

○北村図書館副館長

お配りしているものには「案」というのが付いていますけれども、これはもう決定ということですので、案ではなくて計画ということでございます。

○鱸委員

ICT機器の具体的な操作、あるいは資料の作成については、いわゆる関係団体が指導していくわけですか。

○網浜図書館長

ICT機器そのものの利用については、障がい福祉課のほうで訪問支援するとか、使い方の講習をするとかということは考えていただいております。中身を作ることはライトハウス点字図書館とか、そのほか点訳や音訳のボランティアの方の力を借りて、あるいは図書館職員の研修を重ねていくことが必要だと考えております。

○鱸委員

自分たちからすると、作る側は業務量も多そうで、内容的にもかなり難しそうに感じるんですけど。そういう作る側のマンパワーというものは、鳥取県はどうなんですか。

○網浜図書館長

やはりボランティアということに限ると、そんなに人数が多くないです。他のボランティアも同じで、高齢化ですとか、人数的に減少するということはあるので、新たなマンパワーを探していくことが必要です。またやはり今技術がいろいろ進んでおりますので、地元の出版社の方と協議して、オリジナルのデジタルデータを持っておられるので、それを元のテキストとして、そこから音声化するとか点訳をするとかということを、機械的にできないものかということは今後進めていきたいと思っています。

○鱸委員

これは、視覚障がいの方にとってみれば、特に子どもの成長からすると、まさに合理的配慮が進んでいくという非常に大事なことなので、ぜひ継続して頑張ってください。

○山本教育長

ちなみに知事の決裁日はいつなんですか。

○北村図書館副館長

3月3日に正式に施行ということになっています。

○網浜図書館長

すみません。長いこと大変お世話になりました。この3月で定年退職となりますので、また今後とも図書館のことをよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○山本教育長

それでは、残りの報告事項につきましては、時間の都合で説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。それでは以上で報告事項を終わります。

(3) 協議事項

○山本教育長

続いて協議事項に移ります。始めに事務局から説明し、その後、各委員からのご意見を願います。それでは、担当課長から説明をお願いします。

【協議事項1】夜間中学に関するアンケート調査結果等について

○中田参事監兼小中学校課長

県立夜間中学に関するアンケート調査を実施して参りました。その結果がまとまりましたので、そのご報告と今後の夜間中学のことについてご意見をいただきたいと思っております。最終的に3月17日現在で325人に回答をいただいて、本人が113人、支援者等の方が212人ということで、本人のニーズのうち、行ってみたいという回答は33人ございました。ただ、その他の7人というのが、「もう既に高校も卒業して自分は対象じゃないんだけど」ということで、それを前提として答えてもらっている方がその他にありますので、その方は除くことになると思っておりますが、最も多かったのが形式的卒業の方、そして外国籍の方、不登校の学齢期の方というようなことでございました。一番下に自由記述を要約した文を載せておりますが、「勉強できる場があるというのは嬉しい」というようなことが中心でございます。

一定のニーズが再度確認できたのかなと思っておりますので、今日はこの結果を見ていただいて、設置についてご意見など頂戴したいと思うんですけど、不登校の学齢期の生徒の取り扱いについて、これもご協議いただきたい中身でございます。不登校の学齢期の生徒については、前回もちょっとニーズはあったんですけど、今回はニーズはあったものの前回ほ

どではございませんでした。ただ、ニーズとしてしっかりあったということは受け止めないといけないなというふうに思います。不登校の学齢期の生徒でございますので、もう一度県の不登校問題と一緒にしっかり検討する必要があるのではないかなというふうに思います。拙速に夜間中学の対象ということで済ませてしまうのではなくて、そのことを含めて、鳥取県不登校問題というのをもっとしっかり検討していく中で、もし協議の中で不登校特例校を作ろうでありますとか、やっぱり夜間中学のほうに含めようということでしたら、そういう議論も再度行っていただくことになるんですけども、今は学齢期の不登校の問題については別の線路といいますか、複線的にしっかりと不登校問題を考えていくべきかなと考えています。そして夜間中学については、義務教育未修了の方、外国籍の方、形式的卒業の方という従来の3つの対象の方で、設置を進めていくというような方向性で小中学校課としては考えているところでございます。そういったような、学齢期の不登校の生徒の扱い、それから今後この結果を受けて、夜間中学の設置に向けて検討を進めていくかどうかというような辺りをご協議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本教育長

それでは委員の皆さまからのご意見ご質問をお願いたします。

○若原委員

不登校の生徒を対象から外す理由というのが、少しよく分からないんですけど、不登校の子どもに対して、こういう幾つかの選択肢があるというふうに夜間中学も含めて提示して、本人に選ばせるということは考えられないんですか。

○中田参事監兼小中学校課長

不登校の課題というのは、夜間中学というものでずっとこれまで議論してきたんですけど、そうじゃない部分もたくさん施策としてはございます。そういう施策の中で、しっかりこの施策はどうだったかということを検討するその中で、この不登校の学齢期の生徒のことについては、もし、不登校特例校というようなかたちでというようなことになれば検討はしていくんですけども、すぐ夜間中学にというようなかたちでないほうがいいのではないかなというように思っております。

○若原委員

不登校の子どもというのはそれなりの理由があると思いますので、普通の学校には行けない、フリースクールもちょっと自分には合わないとかあると思います。本人に合うところを本人に選ばせるのが一番いいように思うんですけど、そういうわけにはいかないんでしょうかね。

○中田参事監兼小中学校課長

一度やはりこれまでの取り組み等をしっかり検証していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。県立でということですからこれまでずっと議論があったんですけど、やは

り市町村も含めて、もう一度この学齢期の不登校の問題は検討していくことが大切ではないかなというふうにも思いますので。

○足羽教育次長

全国でスタートしたときの一番最初の訪問が、京都の洛友中学でした。ここが学齢期の不登校の生徒さんとその他の方を二部制にしてやっておられる、全国唯一の学校になっていましたが、この学齢期の不登校の生徒さんを入学させるときも非常に慎重に、その歴史が何年もある学校でさえ慎重になっておられまして、本当にここに来て通えるのかどうか、というようなことを何度も面談をしたり、それから選択肢としてはフリースクールだったり、市町村の支援センターだったり、いろんな選択肢の中で、合うところを見定めるため何回も面談をし、体験入学を2回させて、それで籍を移してというぐらい、非常に慎重になっておられるところもありました。全国で30数校ある中で、他にはない形で県立でスタートする高知県も徳島県も学齢期の生徒は対象外としております。それぐらい市町村が基本的には管轄すべき学齢期の不登校の生徒さんについては、やはりそちらでなんとか手立てができないだろうかというのが全体的な主流だろうなと思っています。若原委員さんがおっしゃる選択肢の1つという考え方ももちろんあります。完全に除外をしたわけではなく、他の3つの対象の方でスタートした上で必要性を十分吟味して、そうした対象をやっぱり含めるべきというふうになればまたそのときに検討していったらどうかというのが今の段階の案でございます。

○佐伯委員

それで言うと形式的卒業者の中で、不登校で卒業というかたちにはなっているけれども、学校にも通ってないし、授業にも受けてないというそういう生徒さんは、この夜間中学の対象者になるということですか。

○足羽教育次長

なります。

○佐伯委員

なので、学齢期の不登校の子どもさんは今のところちょっとならないということですか。

○足羽教育次長

はい、そうですね。

○若原委員

学齢期の不登校の生徒はより慎重に別個に考えようという。

○足羽教育次長

そうです。

○佐伯委員

それぞれの市町村または学校が、より密に対策を考えながらアプローチして、少しでも学びの場に出てこられるような取り組みを進めていかなければならないこともよく分かっているんですけども、学校によっては不登校の生徒さんが何十人もいるところもあると聞いていますので、そういうところが組織的に進んでいこうと思うと、市町村の問題であるといいながら、やはり鳥取県の生徒さんであるわけなので、その辺の在り方については、また別の機会にでも議論すべきかと思います。

○中田参事監兼小中学校課長

右肩上がりが増えてきている不登校の現状を考える中で、この不登校特例校といいますか、そういう議論がもし出てくるんだったら、それはしっかり議論して、先ほど教育次長が申しましたけれど、再度検討ということになれば、そのときでも再度検討していく余地は十分残しておりますので、まずは現状をしっかりと分析して、不登校問題が解決に至る糸口を見つけてきて施策を充実させていくということを検討してみたいと思います。

○山本教育長

不登校特例校は市町村でも設置できます。分校レベル、分教室レベルでも。

○佐伯委員

逆に言ったら、小さな自治体のほうが、不登校生徒さんの数も多くはないし、コンパクトに動きやすいなと思っていて、鳥取市とか米子市とか、ちょっと規模が大きくなってくると、不登校の生徒さんの数も比較的多いと思いますし、それを地教委だけの力で進めていくのはなかなか大変なのかなと思ったりはしているので、県教委として何かアドバイスするとか、一緒に考えていただくと地教委も取り組みやすいのかなというのは個人的には思うんですけどね。

○中田参事監兼小中学校課長

そういうところは、市町村教育委員会からご意見をいただいているわけですけど、学齢期の不登校も含めて、しっかり市町村の方と議論したかというところ、そこまではできていません。これはちょっと反省の部分もあります。やっぱり市町村と県との役割を含めて議論を進めて深めていきたいなと思います。

○鱸委員

3つのカテゴリの方に対象者として入ってもらったとして、その学級はどういうふうに分けるんですかね。特に外国籍の方は、この学校に求めるのはおそらく言葉のことなんですけど、組を分けるんですか。そういうカテゴリで分けますか。どういうふうなお考えですか。

○中田参事監兼小中学校課長

実際入学をされる際に希望が取られるわけですけど、その中でその方の実情なり、外国

籍の方だったら日本語の能力なり、そういうのを十分判断しながら、この方は入学はするんだけど、3年生として入学をして1年間で卒業するという、そういうこともできるだろうというようなことや、やっぱり1年生から2年生3年生、またそれ以上必要だったらもう少しというように一人ひとりに応じて学年の入り方というのを検討できるのも夜間中学の良さだと思いますので、一人ひとりと面談をしながら決めていきたいと思います。

○鱸委員

その上で、教師の数でできるマネジメントしていくと。

○中田参事監兼小中学校課長

教育課程と合わせて。

○森委員

先ほどの不登校の生徒さんの中で、通ってみたいという方が3名、通ってみたいくないが7名、分からないが10名、これはご本人が答えているんですか。

○中田参事監兼小中学校課長

そうですね。本人です。

○森委員

ということは通ってみたいというお子さんと、通いたくないお子さんとで、事情がすごく違うような気がするんです、不登校の方に関して。他の対象者の方たちは、学び直しとか、おそらくそういうことでしょうけど、不登校のご本人はけっこう事情がいろいろ違うんじゃないかなというところがあるので、その事情をよく聞いてみないと、夜間中学の趣旨とそぐわないところとかもあるでしょうし、ちょっとそのあたりの背景がどうなのかなというのは少し気になります。

○中田参事監兼小中学校課長

通ってみたいくないというふうに思っておられる方の理由の中で多いのは、2項目ありまして、「現在フリースクールや教育支援センターで学んでいるから、自分はいいです」というのと、それからもう1つ多かったのは「集団での学習に不安がある」という回答です。最終的にこの不登校の協議をする中で、どういう結論になるかまだ分からないんですけど、もし不登校特例校を作ることになったら、今ある教育支援センター、あるいはフリースクール、学校の3つが大きな方向性だと思うんですが、それに不登校特例校という選択肢もできて、先程から言っていますように、今の施策というのがこれで十分なのかということもしっかり検討した上で、学齢期の不登校の生徒さんの対応というのは、検討していく必要があるということです。

○森委員

通いたくないというときに、通わなければならないということに問題があるなと思って

いて、たとえば夜間中学があれば、中学校のとき通えなくても、18歳になってから中学へいけるという意味合いも含まれているのかなという側面もあって、その受け皿で、そのときに行けなくてもという意味合いでは、すごく夜間中学は価値があると思うんですけどね。12歳から15歳の間に中学校に行かなければいけないとかいうことは、すごく狭い見方かなとも思っていて、夜間中学ってそのためにあるんじゃないかと思うので、それが夜間中学の価値かなと、大事なことかなと思っています。

○足羽教育次長

そもそも森委員さんがおっしゃった方が対象で、そのときに事情があって学べなかったとか、不登校とかたちで十分勉強ができなかったその方が、再度学び直せるところがきちんとあるという場として設置をされてきた経緯があります。不登校も入れたらというのが、2年ほど前に学齢期も含まれたという経緯があってですが、ただなかなか現状としては難しいというのが今の実態かなと。ただそこは無策では絶対だめなので、今までの支援策やまたおっしゃるように卒業してからでも来られるようになればということで設置というのは、多いに意味があるんじゃないかなというふうに考えています。もともとの意味も踏襲したかたちの設置をまずしてみたらどうかというのが今の段階です。

○中田参事監兼小中学校課長

学び直しをしてみたいというニーズが、今回の調査である程度あるということが分かりましたので、そういう方々のニーズに答えるべく設置に向けて歩みを進めていきたいなと。

○佐伯委員

これからどんどん進んでいったときに、どういうかたちで入学するのかということを見ると、体験入学とかして、大体1週間か2週間で何回来られたか、どんな様子だったかということの中から、保護者も含めて本人の意向を確認しながら進めていくと思いますが、外国人の方なんかですぐに学びたいという方は、もちろん4月からすぐに入ってきたらいいと思うんですけども、形式的な卒業をした方なんかでなかなかずっと社会に出てなかったとかいう場合は、順次段階を踏まないといけないと思います。個別対応にはなると思うんですけども、そういうこともこれから方向性が決まっていくのに伴い、また考えていかないといけないかなと思います。

○中田参事監兼小中学校課長

2頁のところにスケジュール的なものを出しておきまして、これから歩みを進めていくべきということになりましたら、第2回目の検討委員会を開かせていただいて、先ほどおっしゃられたような部分も含めて、学校の形態や場所を決めていくというような手順にしたいなと思います。今のスケジュールだと令和4年度辺りから体験会を実施したりとかして、それから令和5年度には希望者を募集して、そして面接等々をしていきながら、令和6年度開設というスケジュールで考えています。

○山本教育長

そのほかよろしいでしょうか。この資料を元にして、議会の常任委員会へ、今日の結果を受けて報告をさせていただきます。検討委員会で当面は進めさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。それでは以上で協議事項を終わります。

皆さまのほうで、その他なにかございましたら、お願いいたします。それでは本日の定例教育委員会はこれで閉会をいたします。次回は4月14日、水曜日午前10時から定例教育委員会を開催したいと思えますがいかがでしょうか。それではそのように決定をいたします。以上で本日の日程を終了いたします。どうもお世話になりました。ありがとうございました。